古河市文化協会役員選考規程

（目的）
第１条　本規程は、古河市文化協会（以下協会）の役員任期満了又は辞任等により、新たな役員の選考が必要となった際の円滑化を図ることを目的とする。

（選考対象）
第２条　協会の会長、副会長、幹事、事務局長、事務局次長、及び会計（以下役員）は、役員選考委員会（以下選考委員会）で選出する。

（役員選考委員会）
第３条　選考委員会について以下のように定める。
（１）協会会則第 18 条で規定する各種委員会委員長及び副委員長を、役員選考委員（以下委員）とする。ただし、協会役員の任期満了となる者及び辞任する者を除く。
（２）選考委員会の委員長は委員の中から互選により決定する。ただし、各種委員会委員長は、選考委員会の委員長となることができない。
（３）協会事務局が必要に応じ委員を招集し、選考委員会委員長が議長となる。
（４）役員候補の選出は、選考委員会の責任において実施する。
（５）選考対象にならない役員は、新役員候補を役員選考委員会に提案することができる。
（６）選考委員会が選出した役員候補は、会則第 10 条の規定により、協会の総会で承認を求めるものとする。
（７）委員は、次年度の役員が決定するまでその職務を行うものとする。
（８）委員長が職務を遂行できないとき、委員は委員長を補佐し、その職務を代行する。
（９）すべての委員及び選考委員会出席役員は、役員選考の内容、選考過程等について口外してはならない。ただし、協会役員会に報告する場合はその限りではない。

（選考基準）
第４条　役員の選考基準について以下のように定める。
（１）活動している協会加盟団体に所属している。
（２）役員会や協会の各種行事に参加することができる。
（３）ファックス又は電子メール等、自宅電話と郵送以外の連絡方法がある。
（４）候補も含めた役員が参加する文化祭実施地区に偏りのないようにする。

（選考除外）
第５条　以下に該当する者は選考からはずすこととする。
（１）協会会則第 11 条で定める任期を満了した者。ただし、満了した職以外への就任を妨げないものとする。満了した職については任期満了後２年の期間をおいた場合はこの限りではない。
（２）協会の信用を失墜させるような行為を行った場合。

（委員除外）
第６条　以下に該当する者は委員からはずし、該当者が所属する委員会から別の委員を選出する。該当者は引き続き選考委員会に出席することはできない
（１）役員に立候補した者。
（２）役員候補に選考された者。
（３）協会の信用を失墜させるような行為を行った者。

付　　則
この規程は、平成 27 年１月 20 日に制定し平成 27 年２月３日から施行する。
この規程は、令和元年５月 11 日に改正し、即日施行する。
この規程は、令和３年３月 26 日に改正し、即日施行する。
この規程は、令和３年５月 15 日に改正し、即日施行する。
この規程は、令和５年５月 20 日に改正し、即日施行する。